

平成28年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号）

（輝くふるさと常任委員会）

平成28年3月8日（火）

午前10時 開 議

【開 会】

【会議録署名委員の指名】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
日程第1 会議録署名委員の指名

【議案第7号～議案第25号審査】

日程第2 議案第7号 平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）・・・・・・・・ |

日程第3 議案第8号 平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

日程第4 議案第9号 平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算
（第3号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

日程第5 議案第10号 平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算
（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

日程第6 議案第11号 平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算
（第1号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

日程第7 議案第12号 平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算
（第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

日程第8 議案第13号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13

日程第9 議案第14号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する
条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

日程第10 議案第15号 収入証紙等購入基金条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 15

日程第11	議案第16号	葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・	15
日程第12	議案第17号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する 条例・・・・・・・・・・	16
日程第13	議案第18号	葛巻町行政不服審査会条例・・・・・・・・・・	16
日程第14	議案第19号	江川小学校校舎改築工事の請負契約の締結に関し議決 を求めることについて・・・・・・・・・・	19
日程第15	議案第20号	あっせんの申立てに関し議決を求めることについて・・・・・・・・	20
日程第16	議案第21号	町道路線の変更に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	21
日程第17	議案第22号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて・・・・・・・・	22
日程第18	議案第23号	葛巻町総合計画基本構想の策定に関し議決を求めるこ とについて・・・・・・・・・・	22
日程第19	議案第24号	葛巻町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求め ることについて・・・・・・・・・・	26
日程第20	議案第25号	葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めるこ とについて・・・・・・・・・・	29

平成28年葛巻町議会3月定例会議 会議録（第3号） 輝くふるさと常任委員会

議会3月定例会議 議事日程告示年月日	平成28年2月25日（木）			
定例会議再開年月日	平成28年3月4日（金）			
会議の場所	葛巻町役場			
会議年月日	平成28年3月8日（火） 開議10時00分 散会11時49分			
委員出席状況 （凡例） ○ 出席 △ 欠席 遅早 席席刻退	委員氏名	出席の有無	委員氏名	出席の有無
	畑 福 弘	○	姉 帯 春 治	○
	山 崎 邦 廣	○	山 岸 はる美	○
	大 平 守	○	辰 柳 敬 一	○
	柴 田 勇 雄	○	高 宮 一 明	○
	鈴 木 満	○	中 崎 和 久	—
会議録署名委員	畑 福 弘		姉 帯 春 治	
会議の書記	議会事務局長	澤 口 節 子	議会事務局総務係長	遠 藤 政 明

地方自治法 第121条 により説明 のため出席 した者の職 ・氏名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
	町 長	鈴 木 重 男	健康福祉課長	深澤口 和 則
	副 町 長	觸 澤 義 美	農林環境エネルギー課長	中 村 輝 実
	教育委員長		建設水道課長	冬 村 一 彦
	農業委員会会長		教育委員会事務局教育次長	檜 木 幸 夫
	代表監査委員		病院事務局長	岩 泉 宇 昭
	教 育 長	中 田 直 雅	農業委員会事務局長	村 上 明 彦
	総務企画課長	丹 内 勉	総務企画課室長	波 紫 徳 彰
	政策秘書課長	山 下 弘 司	総務企画課財政係長	近 藤 桂 太
	住民会計課長	村 中 英 治		

(開会時刻 10時00分)

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

朝のあいさつをします。おはようございます。

これから、輝くふるさと常任委員会を開会します。

ただいまの出席委員は、9名です。

定足数に達していますので、会議は成立しました。

本日の審査日程は、あらかじめお手元に配布しているとおりです。

これから、本日の審査日程に入ります。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長から、畑福弘委員及び姉帯春治委員を指名します。

それでは、ただいまから、議案審査を行います。

質疑、答弁とも簡潔、明快をお願いします。

また、質疑する委員は、質疑する箇所のページを示し、一問一答方式で質疑願います。

はじめに、日程第2、議案第7号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算(第4号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

山崎委員。

山崎邦廣委員

ページ数は37ページでございます。

3、歳出、7款の商工費について伺います。1項、商工費、3目の観光費でございます。13節の委託料、くずまき型DMO形成促進事業、これにつきましては、予算が18,300,000円の計上でございますが、まず、このDMOの区分について伺います。これは町のみか、あるいは他市町村との地域連携を考えているのか伺います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

本町の場合は町単独で行います。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

山崎委員。

山崎邦廣委員

町単独ということで、そのDMOの組織についてでございますけれども、地域で連携することで考えられますのは商工業、それから宿泊施設、そして飲食店、さらには地域の住民の方々、そして行政、位置付けとしましては観光による地域創生であるわけでご

ございますけれども、このDMOの組織、これは既存の法人を想定しているのか、また、新たに法人を設立する考えなのか伺います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

DMOの組織についてでございますが、DMOにつきましては、それぞれ、その町が行政とか、あるいは官とか民とか、そういうことではなくて、地域全体でということでございますので、いろいろな組織が参加することになります。ただ、そこで、今回は国の地方創生加速化交付金を活用してやらせていただきたいというように考えてございます。10分の10、100パーセントの補助でございます。その中の要件として、DMOのいわゆる事務局的な、本体の中核となる部分は必ず民間を入れなければならないと、そもそも、これは民間活力の導入、あるいは将来にわたって民間が活躍できるような、そういうような狙いがございますので、民間を入れて、例えば第3セクターとか、自治会とか、いろいろな参加はするけども組織自体は一応新しいものをつくるという形になると思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

そして、このDMOの事業につきましては、全国を見れば、この区分は三つに区分されていると承知しています。この地域、連携ではなくて、地域だけの単独のDMOの取り組みについては、11市区町村で既に取り組みをされているようでございますけれども、この当町におきます事業の開始の時期については、いつ頃と想定をしているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

今回、地方創生加速化交付金に申請させていただいたわけですが、それで、繰り越すということ考えてございまして、いろいろな事業メニュー等、細かいのから、戦略、計画書等大きいのもございますけども、いずれにしる新年度早々から動いていかなければならないと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

山崎委員。

山崎邦廣委員

そうしますと、その事業を具体的に開始する時期については、これからということでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

そのとおりでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

私の方から12ページお願いいたします。

ただいまの質問にも関連するわけですが、先ほどの関係は歳出の方で、こちらの方は地方創生の加速化交付金、くずまき型DMOの事業に関わる問題のものでございますが、これも人口減少の対策のうちの一つと、27年度の国の補正予算で措置になっているものと思っております。非常に使い勝手の良い補助、10分の10でございますので、そういったような中で、こういったような10分の10の交付金をもらうというような部分については、その担当する職員の創意工夫がものすごく影響するのではないかと、このように思っております。

こういったような中での事業が始まってくるわけですが、こういったような職員の能力の開発向上にもつながってくるわけではございますが、他方、各市町村とのある意味では競争のような創意工夫があるのではないかと、このように思っております。こういったような事業を展開する場合の情報収集なども非常に大事ではないかと思われま。こういったような戦略は、どのような形で町の方では、これに関わらず、こういったような国とのつながりが、もうすぐに発揮しなければ事業が展開できないというような形になろうかと思っておりますが、そういったような職員の育成、そういったような部分については、どのような戦略で今後進めていくのか、そういったようなものでお伺いをいたしたいと思っております。

その上に、個人の住民カードもございしますが、これも1月からいよいよ、こういったような個人番号のカードが交付されたようでございますが、以前、住基カードというような形で、これに変わるものとして以前からあるようでございますが、この個人番号カードに変わりました、現時点での交付の状況等について、どのような形になっているのかお知らせをいただきたいと、このように思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

いわゆる情報収集といいますか、そういった部分につきまして、今回、本町は総合戦略、総合計画をはじめとして各種計画、そういった部分が時期的にも一緒でございました、総合的に各関係機関、あるいは県、国等からも情報をいただいて、例えば、こういった事業に張り付けられるものは張り付けるとか、そういったような工夫をしております。それから、当然、町長をはじめ中央の方ともそれぞれの情報手段といいますか、各種会合等、委員等にもなっておりますし、そういった情報もいただきますし、農林課長が国からおいでになっているわけですが、そういった部分で内閣府の方の担当の部分も兼務しております、そういった部分でのルートでいろいろな情報等がくる場合もございます。そういったようなことでやっております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

マイナンバーカードの交付状況に関するご質問でございます。

現在の申請状況でございますが、機構の方からいただいている情報では、2月末で登録された方が467人ということになってございます。これは、携帯等で申請した場合には即登録になりますが、郵送で申請を送った場合には向こうで順次登録をするという作業がありまして、郵送の方については、まだ1月中頃くらいの到着分等が今登録されている状況にあるようでございます。そういった中で、2月末で467件となっております。この中で、役場で既に交付したものが192枚ということになってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。地方創生のこういったような10分の10の優位性のある助成がある部分については、一層こういったような優位な方法で即取り組めるような体制づくりをひとつよろしく願いたいと、このように思っているところでございます。

それから、次に16ページのふるさと納税寄附金に関わる部分でございますが、たぶん、ふるさと納税の性格からして確定申告などにも非常に影響があるふるさと納税かと思っておりますが、時期的には、こういったような寄附金が12月が多いのか、どの時期が多いのか、そういったような点もお知らせいただきたいと思っております。

それから、今回3,489,000円ほどの寄附の内容になっておりますが、これの最高にいただいている方はどのくらいになっているのか、それから、何人からこのように寄附金を頂戴しているのかお知らせをしていただきたいと思っております。

また、いただいた暁には返礼品という形で何かのお返しがあろうかと思っております。こういったようなのも葛巻のたぶん特産品を返礼品として使っていると思っておりますけども、この返礼品等についても、非常にこの返礼品の魅力でふるさと納税寄附金が多額に上っている市町村もあるようでございますが、葛巻の場合には、この返礼品等についても妥当な返礼品になっているのかどうか、その辺をお聞きいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

ふるさと納税の、時期的にどの辺が一番多いかということでございますが、今年度、現在の実績で79件、80件ほどございます。月ごとの正確な統計を取っているわけではないのですが、大体まんべんなく、毎月いくらかずつという感じで平均的になってございます。それで、一番高いのは1,000,000円でございます。

それから、返礼品の関係でございますが、返礼品については、それぞれ寄附金の2分の1相当分というような感じで5千円コース、1万円コースというようなことでやってございますけども、返礼品についてはいろいろな考え方が全国市町村あるわけですが、当面、私の方は、これで妥当かなというように今のところは考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

返礼品の魅力というようなことでもお話をさせていただきたいのでございますが、この返礼品の決定は町だけでおやりになっているのか。それからまた、非常に魅力のある返礼品というようなことで、いろいろ考え方はあるようでございますけども、特産品ではもちろんよろしいわけですが、町内で生産される個人商店の商品とか、あと第3セクターの商品等がいろいろあろうかと思っておりますが、こういったようなご意見は町だけで判断されての決定になっているのでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

町の考えでやってございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

分かりました。この辺についても、商工業者の方々との相談等、ご意見を聞いた上でやれば私はいいのではないかと思います、いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

現在、第3セクターの町を代表するワイン、乳製品等を中心に返礼品としておるところでございます。例えば品切れだとかそういったことがないようなシステムでやってございますので、基本的にはそれでよろしいかと思っておりますけども、そういった要望等があるということであれば、そういったことも踏まえたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

先ほども、地方創生加速化交付金のお話が出ました。まさに民間の活力を引き出すための、こういったような部分があるのではないかと、そういうようなことを考えますと、このふるさと納税についても同じような趣旨が、あるいは、こちらの方にも含まれているような感じがしますので、ぜひ第3セクターの商品はもちろんでございますが、町内からの特産品なども含めたような形で、ぜひ関係機関等と協議しながら、たくさんいただければ、たくさんお返しができるわけですから、それなりの成果があるものと思っております。また、いろいろ、この返礼品については過大な返礼品にならないようにというようなこと等もあるわけではございますが、通常の範囲内でそういったようなことを、ぜひご検討いただきたいと思います。

とりあえず1回目は終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。柴田委員。

柴田勇雄委員

25ページお願いいたします。

年金生活者等の支援の臨時福祉給付金 44,967,000 円ほど載っております。これについては、30,000 円の支給というように前々からお話があったところなわけですが、実際にこの対象となる方、あるいは申請手続はいつからになるのか、それから住民の方々にどのような周知方法で、このような給付事業を始めますよというようなことを考えておられるのか、具体的にこの辺の中身についてお知らせをいただきたいと思っております。

それから、32 ページの労働費の中に雇用促進奨励金が減額の 10,000,000 円、このように入っていますが、多額の減額の補正になっておりますが、この減額理由等についてお知らせをいただきたいと思っております。町単というようなこともございますので、最初にこの2点をよろしく願います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（深澤口和則君）

それでは、1点目のご質問にお答えいたします。

今回の予算計上させていただきましたものは、このまま全額繰り越しいたしまして、申請の時期につきましては、年度が変わりまして4月から6月頃までの申請を受け付ける予定で現在進めているものでございます。

それから、対象者でございますけれども、今年度も臨時福祉給付金を給付しているわけでございますが、その対象者のうち28年度中に65歳以上になる方が対象となるものでございます。現在、試算いたしまして、大体1,400人ほどと考えているものでございます。

それから、周知でございますが、これにつきましては機会あるごとに報道されている状況で、かなり周知というか、ご承知の方もいるとは思っておりますが、すぐに申請等の受け付けが始まりますので、くずまきテレビ等、そういった形で住民の対象となる皆さんには周知をしてまいりたいというように考えているところでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

雇用促進事業補助金の関係でございますけれども、10,000,000 円の皆減ということですが、これにつきましては、この他にも何点かございますけれども、これも地方創生絡みで、地方創生先行型交付金が26年度末に打ち出されたわけですが、それに乘せて財源確保した関係上、結果的に当初が先行するもので、27年度当初に載せていた部分について、急きょ26年度の補正にも載せて財源確保を図ったというものでございます。ですので、26年度の補正予算で繰り越しの形で今年度実施してございまして、27年度当初は、したがいまして、こちらを皆落とすということで、ちなみに実績としましては、年代ごとに70近い方が金額的にも、今手元にはございませんけれども、ほぼ金額交付する形で実績を出してございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

大体分かりました。それで、給付金の方の関係ですが、これは、いわゆる賃金引き上げの恩恵が及びにくいというような、これも、たぶん国の施策できているのではないかと思っています。30,000円というようなことで、給付金ですので、この対象者の方々は一瞬早くいただければ、そう思っているかと思っておりますので、この住民への周知、それから申請等については1日も早い情報を住民の方々に流していただいて、給付をしていただきたいという願いをしておきたいと思っております。私からは以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第7号、平成27年度葛巻町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第8号、平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

7ページお願いいたします。

繰入金が入ってございます。一般会計の繰入金の中で、例年ですと、この4節の中に、その他の一般会計繰入金というのがあるわけですが、ここに保険財政自立対策繰入金がここ何年か続けて入ってきたような感じがしております。この保険財政の自立対策繰入金は、国保財政が窮迫しているというような形での繰り入れを行ってきたわけですが、去年は3月補正では15,000,000円でしたか、あったような感じがしておりますけれども、今年度はこのような項目が見当たらないというようなことでございますので、国保会計もいづらか財政運営はいいのかなというような感じがしますが、その辺の見通しはいかががでしょうか。

また、これと関連して考えますと、ここにも予備費の取り崩しが計上になっているわけですが、予備費からも19,000,000円の取り崩しが今回も補正額になっておりまして、これを取り崩すことによって財政のバランスがどうにかなるのかなというような見方もしておりますが、いずれ、年度末の最終補正になろうかと思っておりますけれども、こういったような保険財政の財政運営はどのようになっているのかお伺いをいたしたいと思っております。

それから、もうひとつ、同じページですが、第三者納付金5,025,000円ほどの補正額が載っておりますが、この第三者納付金の件数と、それから、どのような事由でこの納付内容になっているのか、その内容についてお尋ねをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

住民会計課長。

住民会計課長（村中英治君）

それでは、2点ご質問いただきましたが、1点目の繰入金等の関係でございます。

ここ3年ほど、24年、25年、26年と自立対策、当初で30,000,000円程度の予算措置をいただいたほかに、3月に医療費の増高等の中で、国保会計の中では調整できないような部分等につきまして保険財政自立対策ということで繰り入れをいただきながら補正をしてきた経緯がございます。24年度は20,000,000円、25年度は35,000,000円、26年度は25,000,000円、3月の補正で一般会計からの繰り入れということで、なんとか保険給付費を、その年度のを賄うということで、基金が293,000円しかないという状態がその間続いてございましたが、そういった中での厳しい運営でございました。

その中で、医療費がここ3年ほど伸びてきておりましたが、今年度、増えてはきておりますが昨年並み、あるいは若干下回るかなと今見込みを持ってございますが、そういうこともございまして、今回は一般会計からの追加分ということではなくて予備費30,000,000円ほどございますが、そういった中で予備費からの対応等によって補正をさせていただくということで、これまでは、そういった予備費もそれほど持っていなかったという部分もございますが、予備費を対応、それでも予備費13,000,000円ほどさらに残るといった状況もございます。そういった中で、なんとか今年度は対応できるかなということで保険給付費の増額等の補正等も見送っているところでございます。

それから、2点目の第三者納付金の関係でございます。これには、交通事故ですとか労災事故というようなことで、そういった場合には、それぞれ加害者側から給付が、医療費があるということで、いただく場合に第三者納付金ということでございます。この件については5,025,000円ですが、内容は1件でございます。関東方面に出かけていて交通事故に遭われた方がございまして、その関係で国保の保険証で当初受診をしたというようなことがありまして、国保の方で立替えて払っていたような格好でございましたが、24年度の事故ではございましたが、最近ようやく保険会社との間といたしますか、加害者と被害者の間でそういった部分が合意に達したということで、保険会社からの給付が出るということで今回予算計上したものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

例年よりは少し医療費の伸びが少なかったというようなお話のようでございますが、このままいけば、すんなりよろしいわけでございますが、この国保の部分で、例えば、この予備費等も枯渇してしまいますと、翌年度への繰越金の影響もものすごく大きいものがあるのではないかと考えております。予備費についても、現時点での残額が、まだ13,000,000円ほど残っているようですが、できる限り繰越財源になるように、それから、もう少し財政調整基金への積み立てなども頑張ってもらって、少し立て直した上で次の方向の方に移っていただければと考えております。こういったような財政運営、非常に厳しいながらも、今回はこのように繰入金が多かったというようなことも大きな朗報だというように私は考えております。関係者のご努力に敬意を表します。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第8号、平成27年度葛巻町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第9号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第9号、平成27年度葛巻町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第10号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第10号、平成27年度葛巻町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第11号、平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第11号、平成27年度葛巻町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第12号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

今回の病院会計第2号補正予算でございますが、まず、収益的収入での補正が予定になってございません。支出の方だけのようでございますが、そうしますと、以前議決した収入で十分見込めるというような形にお考えでしょうか。

それからまた、今回の支出の中で、5ページですが、諸会費の中で、応援医師の派遣経費の負担金が12,718,000円ほど減額になってございますが、この減額になっている理由についてお伺いをいたしたいと思えます。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

病院事務局長。

病院事務局長(岩泉宇昭君)

まず、最初に1点目でございますが、収入につきましての予算計上をなされていないということで、こちらの方につきましては十分補正を取らなくても賄えるというようにみておりますので、補正を取りませんでした。

また、2点目でございますけども、この応援医師の派遣経費でございますが、こちらの方は自治医科大の医師を派遣いただけるようお願いしていたわけでございますが、残念ながら27年度は派遣がなかったということで、減額とさせていただきました。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

柴田委員。

柴田勇雄委員

おおよそ大体検討はつきました。応援医師の派遣については、自治医大の派遣ですか。これは、今後はどのような見通しになるのでしょうか。28年度はそのような計画にもなっているのでしょうか。27年度は残念ながらというようなお話でしたが、見通しはどうか。

輝くふるさと常任委員長(鈴木満君)

病院事務局長。

病院事務局長（岩泉宇昭君）

今現在も、また新年度も派遣いただけるようお願いはしているところですが、未だ、まだ確定の返事はないという状況でございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

機会あるごとに、医師確保の部分については重要な部分でございますから、確保に向けて一生懸命努力をよろしく願いをいたしたいと、このように思います。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第12号、平成27年度葛巻町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第13号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第13号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第14号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

25 ページ、第4条の部分でお伺いをいたしたいと思います。給料表の職務表の部分でございます。これまで、規則で級別の職務分類表となって規定になっていたものを、今回、条例でこのように級別基準、基準というような用語を使っていますが、職務表を定めるというようなことになっておりますが、この従来の規則と、今回の条例の部分では、その内容はかなり違うものなのか、その点をお伺いしたいと思います。それからまた、規則から条例に格上げ規定となった理由はどのような理由からでしょうか。お知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

政策秘書課長。

政策秘書課長（山下弘司君）

お答えいたします。

まず、規則で定めていた級別職務分類表と、今回、等級別基準勤務表として条例で定める規定での違いということですが、基本的には規則で定めていたものを、そのまま条例に定める形での設定をしているところでございます。

それと、今回こういう形で条例で定める形になったものは、地公法の改正によりまして、今回、能力本位の任用制度の確立、それから人事評価制度の導入、それから分限理由の明確化、そういったことで能力及び実績に基づく人事管理の徹底ということが地公法の改正によりまして規定されてきてございます。それに基づきまして、職員の等級によりましての給与というような形を徹底する形で、今回、条例で定めるような形になっているものでございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第14号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第15号、収入証紙購入基金条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第15号、収入証紙購入基金条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第16号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第16号、葛巻町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第17号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第17号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第18号、葛巻町行政不服審査会条例を、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

この審査会でございますが、常設のものではなくて、不服申立てがあったときにだけ設置されるというような形のようにございますが、そうしますと、この不服申立てがなければ、この条例が機能しないというようなことにもなろうかと思っておりますが、審査委員の方々については、その不服申立てがあってから審査委員の方も選任するのでしょうか。その辺のところを教えてください。

輝くふるさと常任委員長 (鈴木満君)

総務企画課長。

総務企画課長 (丹内勉君)

常設にするか、常設でなくするかということは、その不服申立ての件数とか、市町村の地域の実情に鑑み、どちらでもいいですよという法の趣旨でございます。

そういった部分で、本町といたしましては、管内ですと盛岡とか市部は常設ですが、うちの方をはじめ町村は非常設にしておりますし、県下を見ても非常設の方が多いです。そういった中で、今のご質問の件につきましては、手続的にはそういうことになります。ですので、その運用上、例えば特に中心となるといいますか、例えば弁護士とか大学の先生とかそういった学識の者も含めた方がいいというような通達等もいただいているわけですが、そういった方々には制度の趣旨を、仕組みを十分説明いたしまして、そういった場合に随時なっていたくような、そういった事前の準備行為が大事かなというように思っております。よろしく申し上げます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

もう1点お聞きいたしたいと思います。

あまりケースはそうない審査会ではないかと思われましても、そういったような部分について、同じような考え方から、公平委員会なんかもありますよね。その事務は全部委託のような感じでやっていますよね。こういったような不服審査会、どこかで、県下で町村が集まって、そこに委託したような審査会なども設けられるような制度もあるのですか。全部各市町村で設けていかなければやれないものなのですか。なんとなく、そのケースがあまりないものを背負い込むというような形になりますと、それなりに事務処理がだいぶあるのではないかと思いますので、そういったようなものが、もしもあれば、私はむしろ良いのではないかと思うのですが、これは、ここだけの問題ではございませんけれども、そういうようなこともできるのかどうか、お知らせをいただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

制度上は、そういった広域でもできます。それから、隣接町村の共同等もできます。現に一関さんと平泉さんは共同でやってございますので、今回そういったことも内部でも話し合いました、当然私の方にすれば、そういったことを期待したわけですが、残念ながら県町村下の段階において、そういった考えはないということで、それぞれ各自でやってくださいということで、国の方の動きもギリギリになって、今になっていろいろやってくださいというような通達がきているのが現状でございます、法律の施行が4月1日でございますので、それに間に合わせなければならないという現実問題等もござります。ですので、ここの分については、これから、こういった、どれくらい件数

が出るか、あるいは、その制度設計自体の見直し等も、あるいは出てくるかもしれませんが。いずれ、今後については、また、それぞれの状況に応じて、あるいは必要に応じて、そういった働きかけとか、そういったものも考えていかなければならないのではないかとこのようには思っています。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

最初の条例でしょうから、そのような経緯も大体理解はできますけども、ゆくゆくには、やはり、このひとつだけの条例でやるというよりは、これは、むしろ岩手県下全体で、こういったような部分での考え方に立たなければ本当の意味での良い審査会条例にならないのではないかと考えておりますので、機会あるごとに、こういったような部分については単独ではなくて県下市町村連合で、それこそ、こういった部分については審査いただけるような、その方がむしろ実体的ではないかと思っておりますので、要望です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第18号、葛巻町行政不服審査会条例は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

ここで、11時10分まで休憩します。

（休憩時刻 10時58分）

（再開時刻 11時10分）

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、日程第14、議案第19号、江川小学校校舎改築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

この請負契約直接のものではありませんが、関連としてお伺いをいたしたいと思えます。現在、江川小学校では江川中学校を仮校舎としているようでございますが、これまで3カ月、4カ月経過しているようでございますが、問題ないような学校経営になっているのか、その点についてお伺いをいたしたいと思っております。

また、この工事期間から考えますと、今年卒業する6年生は、この仮校舎の方の江川中学校の方での卒業式となるのでしょうか。それからまた、新しい6年生の児童は新校舎での卒業式を迎えることになるのでしょうか。

その2点について、お知らせください。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

教育長。

教育長（中田直雅君）

今の質問にお答えを申し上げます。

現在、江川小学校の全校児童は江川中学校の3階校舎の方で授業を行っております。私も何度か学校の方に足を運んで、学校長はじめ教職員の皆さんから、その中学校での生活についての状況をお伺いしておるわけですが、幸い先生方あるいは子どもたちもですけども、ある意味、間借り生活で少し不便なところもあるかなと思ったところが、大変、中学校とも非常に良い関係で授業の方も特に支障なく行われている。あるいはまた、校長室や保健室、そういった特別教室に関しても、こちらの方で事前に必要な修理、修繕、あるいは備品等も整備して、まず、不自由なく授業の方ができているというようなお話でございました。

また、同じ建物の中に中学生と小学生が一緒に入っているのですが、そういった部分でのお互いに干渉し合うというような部分の支障は極めて少ない、そして、尚かつ中学生が小学生の子どもたちの面倒をみってくれたり、あるいは清掃活動なども、中学生が小学校の3階の方まで行って清掃を手伝うなど、そういった、ある意味、縦のつながりといえますか、そういった意味でも非常に児童と生徒が良い関係で今過ごしているという報告を受けております。実際、私も見て、そういったことを感じてきております。

それから、工期の関係なのですが、平成29年2月28日に完成の予定ということでございます。これは、やはり今年度中に校舎を完成させて、そして、1カ月足らずの短い期間かもしれませんが、今度4月から6年生に進級する子どもたちも、その新しい校舎で卒業式を迎えられるようにといった、こちらの願いといえますか、そういったこともあって、そういった時期の校舎の完成、これを目指しておりまして、これを、きちっと

工期を延ばすことなく、こちらの定めた日にちで校舎を完成させ、子どもたちが新しい校舎に引越しをして、そして、年度末を迎える、卒業式を迎える、そういった形に万全を期してまいりたいと、このように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

問題なく学校経営がなされているというようなことと、卒業式も新しい校舎の方でというようなことですが、できる限り自分たちの校舎で卒業式はできるような、ぜひ、この工期には万全を期されますよう、卒業式等の関連もごございますので、こういったようなもので工事を進めていただきたいということで、終わります。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第19号、江川小学校校舎改築工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第20号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第20号、あっせんの申立てに関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第21号、町道路線の変更に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

上外川線の林道から町道への変更の議決なわけですが、林道から町道に変更したことによる何かメリットみたいなもの、優位性なもの、そういったようなことでの今回の変更なのか。それからまた、この上外川線を全線舗装にするとか、あるいは何かそういうような予定があつての、このような計画なのか、その点についてお伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

建設水道課長。

建設水道課長（冬村一彦君）

上外川線の供用区間の変更をするということで今お願いしているものでございますが、林道浦子内線の約10.7キロを編入して、一体の町道として管理しようとするものでございます。

ここ2年ばかりは、災害復旧事業等を導入するような大きな災害等は幸い発生はしておらないわけですが、いざ災害となれば、同じ分水嶺といいますか、同じ流域のところには発生するわけですが、その中に林道と町道が存在するとなれば、例えば災害にそれぞれの申請が必要になってくるというような煩雑性もございまして、一体化して管理することによって事務的に軽減化するものでございまして、あと、そのメリットとしましては、詳しいことは計算は精査しなければ分かりませんが、例えば地方交付税とか、そういったものに優位な状況になってくるものと思っております。

あと、今後の予定といいますか、整備予定ということについては、先ほど申し上げましたとおり、そういった災害とか、そういったときに事務を簡素化するということで一体に管理するという事で、特にこの路線について今後新たな整備をするということまでは、現在のところ至っておりません。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第21号、町道路線の変更に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第22号、町道路線の認定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第22号、町道路線の認定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第23号、葛巻町総合計画基本構想の策定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

基本構想の15ページでございますが、ここに人口の指標が載っております。こう

なってほしいという願望なわけでございますけども、この人口の見通しを見させてもらいますと、5,000人台で人口は食い止めたいというような思いが入っているのかなというようにも思っておりますし、また、年少人口も減らないような傾向で、これも500人台で31年、35年、39年とも同じ数値になってというようなことになっておりますが、これが減ってきますと、65歳以上の方にきまして、これが高齢化率で50パーセントを超えてしまうのではないかと、そういうようなことも踏まえたような感じでの見通しを立てられたのかなと、そのように思っているところでございます。ぜひ、このような形になってほしいというようなことでございますが、そのためには、これから、いろいろな過疎計画とか辺地計画などの部分についても、この人口の減少対策については力を入れていかなければならないというようなことでございます。これも何十年後の数値でございますので、このようにいってほしいという願望でございますが、こういったような積算根拠はどのような感じで、このような数値を出したのか、もう一度お伺いをいたしたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

人口推計の積算根拠ですけども、指数等の関係ですが、まず、基本としましたのはコーホート要因法という推計方法を使用しております。これについては、最も標準的に行われている信頼度の高い手法ということになっておるようでございます。平成22年の国勢調査の人口を基準に生存率、出生率、出生性比、移動率を用いて、年齢5階層級別に男女別に積み上げて積算していくというやり方でございます。

その中で、例えば生存率につきましては、国立社会保障・人口問題研究所の推計データ等を使ってございます。岩手県の場合、例えば平均年齢が22から27の場合ですと、男性が77.78、女性が87.7歳、これが、その後に3、4歳ずつ増えると、それから、合計特殊出生率については、当町の場合は2020年は現状と同程度の、今、うちの方は1.93ということで、全国、県下の中でも高い方なのですけども、その1.93、それから2025年以降については、その施策の効果が出てくるという前提で2.2に高めてございます。ただ、この合計特殊出生率2.2というのは、本町における昭和60年から平成25年度までの29年間の平均の実績でございますので、いわゆる現実性のない数字とか、そういうことではないと思っております。子育て環境の充実と若者世代の確保、これまで、いろいろお話してきたわけですが、そういったことを進めることで合計特殊出生率1.93を、過去の平均値である2.2まで引き上げたいというものでございます。

それから、出生性比の仮定とか、純移動率の仮定とかということで、それなりのルールに基づいてやってございます。それで、政策的な加算ですけども、町外からの移住・定住対策を積極的に講じていくことを前提に、若い子育て世代の人口について推計結果を加算ということで、ひとつは年間4人家族が3世帯12人、5年間で15世帯60人を移住すると仮定ということですので、5年間で60人の移住を目標としたいというよう

なことでございます。

それで、実際には安定した政策の効果が現われるには多少期間を要するので、計算上は政策的な加算を反映するのは平成37年の推計人口からとさせていただきます。そういったような形で推計した結果でございまして、もちろん簡単に実現できる数字とは到底思っておりませんが、努力して、いわゆる机上の根拠のない数字だということにも、努力すれば可能な数字というように考えてございます。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

だいぶ努力しなければ、このようにならないというようなことのようにございますが、いずれ高齢化率も50パーセントを超えますと、いわゆる崩壊集落とか、そういうような呼び名をされるような町になってしまいますと大変ですから、ただ、この数値でいきますと、これから人口減少対策については一層の防止対策に力を入れていかなければ、この数値にはならないだろうと私は思います。その根拠はどのような形になりますと、予想される数値よりもだいぶ緩和されている数値になっておりますので、そういったような部分では、減少対策には今後も力点を置いたような形でやっていかなければならない見通しになるのではないかと私には思っております。副町長にお伺いいたします。この減少対策については、今後、施策とすれば、一番重要だと思われる施策はどのようなもので対応していくのか、お伺いをいたしたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

それでは、お答え申し上げます。

今回の総合計画あるいは過疎計画、辺地計画もそうありますが、人口減少対策を重視した、その計画としての位置付けの中で策定し、今ご提案申し上げているところでございます。

特に、そういう中で、やはり世代としても20代、30代の若い方々、男性、女性がここに住みやすい環境をどう整えていくかという部分と、また、そういう中に、外からの移住者の方々をどう迎え入れるか、町全体として環境をどう整えていくかということが大変大きなものだ、このように思っておるところでございます。

そういう中に、今回の計画に盛り込んだから、あるいは予算に計上したからということの中で、そういう状況が構築されるといいますか、そういうものではないということは全く私もそう思っておる、難しい部分があるわけではありますが、そういう中に、行政はもちろんでありますし、ここに住んでいる住民、そしてまた、特にムターンということも考えながらの部分でございますので、町外に転出されている町出身者、そしてま

た、町への移住を、1ターンでございますが、そういう希望をする多くの方々との連携をしっかりと進めていかなければならないと、このように思っておるところであります。

今回のDMO事業の推進というのは、まさに観光産業、あるいは外からおいでになっていただく方々を迎え入れての6次産業化であったり、あるいは、そういう方々と一緒に地域の資源などを様々見ていただきながら、そういう方々からも役割を果たしていただき、そういう中から移住・定住をしていただけるような環境を整えていきたいというような観点の中から、今回のDMO事業の導入というのは、まさに、そういう事業でございまして、そのために27年度から事業の準備を進めてまいりまして、先般も担当の方でも仙台、今度は東京です。そういう関係者との連携も図りながら、おいでになっていただいて、28年度にこの事業を立ち上げるわけではありますが、その際には、こちらの方に一緒においでになっていただきながら、そういう事業の方針、あるいは具体的な取り組み等々について一緒に考えていく仕組みもつくりながら生み出していきたいというような考え方で進めておるものでありますし、それから、28年度が計画のスタートになるわけではありますが、そういう中で、岩手県の移住・定住対策室とも緊密な連携を図りながら新しい情報、あるいは、そういう方々への県の支援制度等も導入しながら支援して、ぜひ新しくおいでになっていただく方々、当然、地域に住んでいる方々の移住・定住対策というのはしっかりと進めていかなければならないわけではありますが、併せまして、特に、このように減少している中では、移住者をどう迎え入れるかということが大変重要なことであると、そういう中で今のような対策も含めながら、これまで積み重ねてきた定住対策と併せまして、さらに充実を図りながら進めてまいりたいと、このように思っておるものであります。よろしく願いいたします。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

これを実現するには、なかなか容易ならざる数値になってくると思いますが、私もこの程度で止めておける数値であればいいだろうと、そのように思っている一人でございますけれども、ただ、この目標値に向かって進む場合には非常に困難が伴うと思われましても、行政、我々議員も一生懸命頑張らなければならぬと、このようにも思っております。どうか一層の、こういったような数値に止めるようなご努力をお願いをいたしたいと、このように思っておるところでございます。以上です。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありません

んか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第23号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第23号、葛巻町総合計画基本構想の策定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第24号、葛巻町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

柴田委員。

柴田勇雄委員

計画の44ページの部分でございますが、先ほど議決いたしました総合計画の基本構想と、44ページの協働のまちづくりの推進の部分でございますが、先ほど議決した11ページの中では、未来を協創するというような用語を使っております。しかも、協働から協創へというような部分があるわけですが、この44ページで、あえて協働のまちづくりの推進をうたっているのは、どのような理由なのか教えていただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

おっしゃるとおり、総合計画といいますが、これからのまちづくりの大きな部分での姿勢は協働から協創へということでございます。この過疎地域自立促進計画の部分につきましては、各分野別の部分でございまして、現段階での協働のまちづくりの分野がございまして、その部分について整理しているという考え方でございます。そういった部分でソフト事業、過疎債、いわゆる起債を借りるための計画であるという、もう一つの目的がございまして、その部分で現に借りている、あるいは今借りようとしている部分との整合性を図るために協働のまちづくりという部分を残してございます。将来的な考え方、精神としては協創によるまちづくりという大きな部分は全く同じでございまして、事業を見直す中で、タイミング等を見て、あるいは協創のまちづくりというような部分も盛り込んでいければというように思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

その辺は、なんとなく、やはり整合性が取れていないような感じがしますよね。もう、この協創というような用語を使って、こちらの方で、しかも基本構想でそのようにうたっているながら、これは起債を受けるだけで用語にしたというようなお話のようですが、それでは若干整合性に欠けるような感じがしますが、こういったような部分はどのようなのでしょうか。協創のまちづくりの推進だとおかしいのでしょうか。私は決しておかしくないと思います。協働のまちづくりの推進をうたわなければ、本当に過疎債が受けられないのか。一歩進んだ考え方になりますよね。そういったような部分で、その過疎対策も進めていかなければならないような感じがするわけです。整合性の面からいっても私は協働ではなくて、協創のまちづくりとうたって、これに向かってやればよいような感じがします。副町長どうですか、この辺は。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

過疎計画は随時の変更とかそういったものもございますので、そういった起債とか、そういった部分等の兼ね合い等も県の方とも協議をしながら、例えば次の変更等で変えられる分は変えるとか、あるいは、そういった見直し等も随時進めていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

いずれ、基本計画もこれも、せっかく初年度が28年度ですよ。ここで、しっかりしたものをやらなければ、つくった意味がないのではないかと私は思うのですよ。その基本構想にのっとった、これが過疎地域自立促進計画だって部門別の計画になるわけですよ。ですから、こういったような町の方で過疎債を適用する部分については協働の用語で使っていきますよ、そういうようなわけにはいかないと思いますよね。ですから、この辺は調整をした上でお考えになっていただきたいと私はそう思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

総務企画課長。

総務企画課長（丹内勉君）

説明不足の点がございました。失礼いたしました。

集落の整備とかそういった部分、大きなタイトルの部分は自由に決められるようでご

ございますが、例えば集落の整備とか協働のまちづくり、このメニューについては過疎法のメニューのところで、もう決められているということで、このところは変えられないということですので、ご理解賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そういったような経過もあるでしょうけれども、でも、現実にはそういうようなことになっていないわけです。整合性は取れていないというような計画書にならざるを得ないような感じがしますが、せっかく良い意味で協創というような用語を使いながら、例えば過疎計画の中では、そのような用語を使ってはダメだというような規定があれば別でしょうけれども、たぶん、そういうようなのはないでしょう。私はそう思うのですよ。その辺のあたりが私からは見えないところです。せっかく町長が施政方針演述の中でも協創のまちづくりをうたっております。こういったような過疎計画でうたえないというような不整合な部分があれば、これは、ちょっとおかしいのではないかと私はそう思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

お答え申し上げます。

総合計画は、計画の中でも最高上位の計画の位置付けでありますし、その中で、基本構想の中に協創ということで、これにつきましては新しく創り上げるという大きなイメージといたしますか、そういうものを持つての表現をさせていただきながら、その協創の中にはいろいろなものが、一つひとつが素晴らしいものを創り上げるといいますか、そういう状況のものをイメージしながらのひとつのものでございますが、そういう中で、今回の過疎の計画につきましては集落の整備、コミュニティの振興という大きな分野にはなるわけではありますが、そういう中に住民との協働の推進を図っていくという観点の中での協働の推進、協働のまちづくりの推進と、そういう表現をしてございますので、全体的な中では整合を図られていると、このようにも思っております。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

柴田委員。

柴田勇雄委員

そうでなければ、説明する際に、このような方法も私は考えられるのではないかと思いますよ。協創のまちづくりの中の一環として、これも入っていますというのであれば、

まだしもですよ。そういうような説明も私は大事なような感じがします。いかがでしょうか。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

副町長。

副町長（觸澤義美君）

説明不足といいますか、全員協議会含めて本日の説明まできておるわけではありますが、そういう中で、今おっしゃったような、十分に行き届かない説明の部分もあったかもしれませんが、全体的な部分としての協創のイメージというのは、そういう新しく創り上げていくというイメージの協創でございます。その中で、集落の整備のあり方、あるいはコミュニティの振興という観点での地域の住民の方々との協働という観点の中では、決して整合されていないというものではないと、このように思っておりますし、そういう大きな表現の中に包含されるひとつの協働の分野であると、このように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。今後、そういう整合性等々につきましても、十分な説明も心掛けながら進めてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

輝くふるさと常任委員長（鈴木満君）

ほかに。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第24号、葛巻町過疎地域自立促進計画の策定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第25号、葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることについてを、議題とします。

これから、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

討論は本会議で行うこととし、採決に入りたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第25号、葛巻町辺地総合整備計画の策定に関し議決を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の審査日程はすべて終了しました。

明日9日は、午前10時から開きますので、本会議場にご参集くださるよう、口頭をもって通知します。

本日は、これで散会します。

ご苦勞様でございました。

(散会時刻 11時49分)